

# 令和5年度の健康診査・肺がん検診が始まります



市は、対象者に7月中旬からオレンジ色の封筒で受診票を郵送します\*。詳しい検査項目や持ち物は同封チラシをご覧ください。なお、受診票は必ず鉛筆かシャープペンシルで記入してください。

また、指定された会場以外で受けることもできますので、都合のよい健診日時、会場を確認の上、受診してください。

\*被用者保険（全国健康保険協会、共済組合など）の被扶養者の健康診査は、加入している健康保険の保険者へお問い合わせください

対象	年齢	料金	問い合わせ
国民健康保険の人	35～74歳	1,000円	市市民課 国保年金係 ☎27-8479
後期高齢者医療保険の人	75歳以上	600円	市市民課 医療給付係 ☎27-8491
生活保護の人	40歳以上	無料	市健康推進課 保健予防係 ☎22-0179
肺がん検診を受診する人 ※要申込み。申込みをしていない人は ☎22-0179まで申込みください	40歳以上	1,000円 (70歳以上、市市民課非課税世帯、 生活保護世帯の人は無料)	

## 健診を受けると **おとく** です

- **おっと発見！生活習慣病** 自覚症状のない生活習慣病の芽を早期に発見し、重症化を予防！
- **とくべつに推定塩分摂取量・腎機能を検査** 健康課題克服のため独自で検査項目を追加！
- **くらべてみよう健診結果** 3年分の検査結果が一目でわかるので、生活習慣見直しのきっかけに！

早期予防・早期発見・早期治療が健康寿命を延ばす秘訣です。健康維持の第一歩としてぜひ受診しましょう  
今年度は8月と10月に分けて健診します

日程	会場	時間	スリッパ	駐車場
7月31日 月	甲子小学校 校舎1階	9時30分～11時30分	要	あり ※雨天の 場合は×
8月1日 火		13時30分～14時30分		
8月2日 水				
8月3日 木	栗橋地区基幹集落センター	9時30分～11時30分	要	少ない
8月6日 日	唐丹小中学校 体育館	7時30分～10時30分		
8月7日 月	小佐野小学校 体育館	9時30分～11時30分		
8月8日 火		13時30分～14時30分		
8月9日 水				
8月10日 木	橋野ふれあいセンター	9時30分～11時30分	不要	なし
8月17日 木	釜石・大槌地域産業育成センター	9時30分～11時30分		
8月18日 金		13時30分～14時30分		
8月20日 日	市民ホール TETTO	9時30分～11時30分	不要	なし
8月21日 月		13時30分～15時、17時30分～19時		
8月22日 火		9時30分～11時30分		
8月23日 水		13時30分～14時30分	要	あり
8月27日 日	中妻地区生活応援センター	9時30分～11時30分		
8月28日 月		13時30分～14時30分		
8月29日 火				
10月16日 月	働く婦人の家	9時30分～11時30分	要	なし
10月17日 火		13時30分～14時30分		
10月19日 木	市民体育館	13時30分～15時、17時30分～19時	要	あり
10月20日 金		9時30分～11時30分 13時30分～14時30分		
10月29日 日	市民ホール TETTO	9時30分～11時30分	不要	なし
10月30日 月		13時30分～14時30分		

## 国民健康保険制度が改正されました

加入者間の保険税負担の公平性の確保と保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険制度が見直されました。

### 1. 課税限度額の引き上げ

国保税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40歳～64歳）の合計額が世帯主に課税されます。そのうち後期高齢者支援金分の課税限度額が20万円から**22万円**に引き上げられました。

### 2. 軽減措置の拡大

低所得世帯の保険税負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、均等割と平等割をそれぞれ7割、5割、2割軽減しています。

物価上昇等の経済動向に対応するため、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の基準所得金額が見直され、軽減の対象が拡大されました。

### ◆注意事項

- ①世帯主が国保に加入していない場合も、世帯主の所得は軽減判定の対象です
- ②前年所得の申告が済んでいないと、所得が確定しないため軽減を受けることができません  
無収入の人や遺族年金、障害年金のみの収入の人にも必ず申告をしてください
- ③所得更正や加入者の異動などがあった場合は、軽減判定の見直しを行うことがあります

詳しくは、市のホームページをご覧ください



問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎27-8481

## 新しい保険証などを送付します

有効期間

8月1日～  
令和6年7月31日

7月中旬に各書類を郵送します。記載内容を忘れずにご確認ください

### 【国民健康保険証】

70歳、75歳を迎える人は有効期限が異なりますので、ご注意ください

問い合わせ 市市民課 国保年金係 ☎27-8479

### 【後期高齢者医療被保険者証】

限度額適用・標準負担額認定証、限度額適用認定証を同封します

問い合わせ 市市民課 医療給付係 ☎27-8491

### 【医療費受給者証】

子ども医療、ひとり親医療、重度心身障がい者医療、身体障がい者3級医療費受給者証の対象世帯

問い合わせ 市市民課 医療給付係 ☎27-8491

## 受給者の現物給付が拡大されます

8月1日～

これまで15歳以下とされていた医療費助成制度の現物給付対象年齢が、18歳以下に拡大されます。

現物給付とは？

県内の医療機関などに支払っていた保険診療分の一部負担金を、市が直接医療機関などに支払う給付方法です。対象者は、一部負担金の支払いの他、毎月の給付申請の提出が不要になります。

【今回の拡大対象】市の医療費助成制度を受給している16歳～18歳（18歳になって以降、最初の3月31日まで）の人

問い合わせ 市市民課 医療給付係 ☎27-8491